

# 開発許可の変更手続きについての手引

## ○変更手続きについて

変更手続きについては、必ず前もって図面等で具体的に担当者に説明し、変更内容が次のどれに該当するかの判断を受けてから行って下さい。

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| [A] 変更許可申請 | (法第35の2第1項)(県細則第8条)   |
| [B] 軽微な変更届 | (法第35の2第3項)(県細則第8条の2) |
| [C] 変更事項届  | ([A]及び[B]に該当しない変更)    |

### [A] 変更許可申請

・変更許可申請の内容には、手数料の算定上等で次の3つの種別があります。

#### ①設計の変更 ②新たな土地の編入 ③その他の変更

・変更内容が①②③のそれぞれ又は複数該当するかにより、申請手数料が異なります。

※変更許可申請手数料 → 神奈川県手数料条例第2条 別表 8 県土整備部関係 24変更許可申請

### [B] 軽微な変更届

・変更届の内容には、①敷地形状の変更、②その他の変更 があります。

・当該手続には手数料は不要です。

※変更内容については、「法第35条の2の取扱指針」及び「変更許可・届出内容の取扱い指針の解説」で確認してください。

- ・内容が変更手続きになじまない場合は、新たな開発許可申請が必要になります。
  - ・確定測量誤差や施工誤差等により許可時と数値が一定の範囲で異なる場合は、設計変更の扱いとなりませんが、担当者に相談してください。
  - ・変更手続きの対象期間は、**開発許可後から検査済証交付前**までです。
  - ・部数は**3部**(正本1、副本2)作成し、**関係市町村を経由**のうえ提出して下さい。
- ※各変更手続きの表紙の用紙は窓口でも配付しますが、厚木土木事務所HPよりダウンロードできます。

## ○必要図書及び作成要領

### [共通事項]

- ・変更箇所の数字又は文言は、変更しない部分も含め下段に変更後の内容を黒字で記入し、上段に変更前の内容を赤字(色分けが適切でない場合は当該部分を赤字で枠取り)で記入して下さい。
  - ・変更で削除する場合、または新たに追加する場合の表示は、横線(—)を記入して下さい。
  - ・赤字等の入った各図書の欄外には“赤字は変更前を示す。”等の凡例を記載して下さい。
- ※その他詳しい記載方法等は「変更手続きの記載例及び注意点」を参照してください。

### チェック欄

### [A] 変更許可申請 (添付図書は次の記載の順で綴じて下さい。)

#### 1. 開発行為変更許可申請書

#### 2. 変更事項説明書(当該書類には左記名称を必ず明記して下さい。3も同様)

変更許可申請の内容①②③の種別毎に、次の3. の図と整合させた番号等を付して変更前後の内容を記載して下さい。

#### 3. 変更箇所説明図(前記2. の記載に整合する変更部分に番号等を付した図面)

原則、変更後の土地利用計画図を使用して下さい。(なるべく変更内容は一枚の図面で変更前後がわかるようにして下さい。)

4. 変更に対する法32条の同意・協議書の写 4

当初の同意協議に特に変更が生じない場合も、その旨の市町村長の文書が必要です。

5. 委任状(今回の変更許可申請用のもの) 5

6. 概要図 6

- (1)開発区域位置図 (1)
- (2)開発区域区域図 (2)
- (3)土地利用計画図(設計変更等が生ずる場合、当該図は不要ですが、次の7.(1)が必要になります。) (3)

7. 変更箇所に係る各図書(変更前のものは原則不要です。) 7

- (1)変更後の土地利用計画図 (1)
- (2)変更後の書類及び図面関係 (2)

(その他必要な書類等は「変更手続きの記載例及び注意点」を参照してください。)

※変更許可申請の内容が「③その他の変更」だけの場合は 3. 及び7. は不要です。

チェック欄

[B] 軽微な変更届 (添付図書は次の記載の順で綴じて下さい。)

1. 開発行為の変更届 1

敷地規模の1/10未満の変更等で設計説明書等の記載に変更が生じる場合は、設計説明書等の書類の添付が必要です。

2. 変更事項説明書(当該書類には左記名称を必ず明記して下さい。3も同様) 2

軽微な変更届の内容①②の種別毎に番号等を付して、変更前後の内容を記載して下さい。

3. 変更箇所説明図(前記2. の記載に整合する変更部分に番号等を付した図面) 3

原則、変更後の土地利用計画図を使用して下さい。(なるべく変更内容是一片の図面で変更前後がわかるようにして下さい。)

4. 変更に対する法32条の同意・協議書の写 4

当初の協議等に変更が生じない場合は不要です([A]とは扱いが異なります)。

5. 委任状(今回の変更届用のもの) 5

6. 概要図 6

- (1)開発区域位置図 (1)
- (2)開発区域区域図 (2)

7. 変更箇所に係る各図書(変更前のものは原則不要です。) 7

- (1)変更後の土地利用計画図 (1)
- (2)変更後の書類及び図面関係 (2)

(その他必要な書類等は「変更手続きの記載例及び注意点」で確認してください。)

※変更許可申請の内容が「②その他の変更」だけの場合は 3. 及び7. は不要です。

チェック欄

[C] 変更事項届 (添付図書は次の記載の順で綴じて下さい。)

1. 変更事項届(厚土独自の様式です。[B]とは違うのでご注意ください。) 1

2. 変更後の土地利用計画図(必要な場合は変更箇所説明図も添付してください。) 2